

諫早市市制施行（合併）20周年記念ロゴマーク募集要領

1 趣旨

諫早市は、令和7年3月1日に市制施行（合併）20周年を迎えます。

この記念すべき節目を周知し、市全体でお祝いする機運を醸成するとともに、本市の魅力を市内外へ発信するため、「諫早市市制施行（合併）20周年記念ロゴマーク」を募集します。

2 使用目的

採用作品は、令和7年3月1日以降令和7年度の期間において、諫早市市制施行（合併）20周年に関する各種印刷物や看板、市のウェブサイト等をはじめ、市のPR活動に広く活用する予定です。

また、市が認める事業に対しても、その使用を許可することを想定しています。

3 応募資格

- (1) 住所、年齢、プロ・アマチュアを問わず、どなたでも応募可能です。
- (2) グループでの応募も可能です。その場合は代表者1名を決めたうえ、その方が応募の手続きを行ってください。
- (3) 作品は1人（1グループ）1点とします。
- (4) 18歳未満の方が応募する場合は、親権者の同意を得たうえ応募してください。親権者の同意のない場合は、採用等を取り消すことがあります。なお、年齢は、応募時点の年齢とします。

4 募集期間

令和6年11月29日（金）～令和7年1月10日（金）午後5時（必着）

5 作品の要件

- (1) 自作で未発表のものとし、著作権その他第三者の権利を侵害するおそれのないものに限ります。
- (2) 諫早市がイメージでき、分かりやすく、親しみの持てるデザインとしてください。
- (3) 市制施行（合併）20周年であることが認識できるデザインとしてください。

い（文字を入れる場合は、ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベットなど自由とします。）。

- (4) 諫早市にゆかりのあるキャラクター（「諫早おもてなし大使」としても活動している「うないさん」を含む。）は、使用できません。
- (5) 色数の指定はありませんが、白黒・単色での使用を考慮した配色としてください。
- (6) 縮小しても識別できるデザインとしてください。
- (7) 作品は、手書き又は電子データとし、電子データの場合、データ容量 10 MB以内、ファイル形式はJPG又はPNGのいずれかとします。
- (8) AI（人工知能）によって生成されたロゴマークについては、著作権侵害等の問題が生じる可能性がありますので、AI 画像生成でデザインされた作品の応募は禁止します。
- (9) 応募作品と併せ、作品の説明、作品に込めた想い、工夫した点などを記入してください。

6 応募方法

下記(1)～(3)のいずれかの方法でご応募ください。

(1) 郵送

- ・ 専用の応募用紙※に必要事項を記入し、下記郵送先まで郵送してください。
- ・ 電子データで応募する場合は、専用の応募用紙と作品データを記録した媒体（CD-R 等）を郵送してください。
- ・ 令和7年1月10日（金）の消印有効とします。

【郵送先】〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号 諫早市総務部総務課

(2) 持参

専用の応募用紙※に必要事項を記入し、市役所本庁本館1階ロビー、各支所に備え付けの応募箱に投函してください。

※専用の応募用紙について

専用の応募用紙は、市役所本庁本館1階ロビー、各支所、各図書館、諫早駅自由通路（観光案内PRコーナー）に備え付けてあるほか、諫早市ホームページからダウンロードできます。

(3) 電子応募

応募フォーム (<https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/2/29837.html>) に必要事項を入力し、作品データを添付して送信してください。

7 選考方法等

下記(1)・(2)によりロゴマークを決定します。

- (1) 応募いただいたロゴマークのデザイン及びその由来(意味や込められた想い等)を総合的に判断し、本市において3作品を選考した後、市ホームページ上で市民の皆さんによる投票(市民投票 ※令和7年1月～2月頃を予定)を行います。
- (2) 市民投票の結果を参考に、本市において1作品を最優秀賞作品に、2作品を優秀賞作品に決定し、最優秀賞作品をロゴマークとして採用します。

8 結果発表

- (1) 最優秀賞及び優秀賞の受賞者には、その結果を令和7年2月末までに本市から直接ご連絡する予定です。
- (2) 最優秀賞及び優秀賞作品は、市ホームページ等で公表を行う予定です。なお、その際、受賞者の氏名及び住所(市町村名まで)を公表します。

9 賞品

最優秀賞の受賞者に3万円の商品券、優秀賞の受賞者に1万円の商品券を贈呈します。

10 留意事項

- (1) 応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募作品(応募用紙、CD-R 等)は、返却しません。
- (3) 応募作品は、提出後は修正できません。
- (4) 必要事項に不備や虚偽がある場合や募集期間が守られていない場合は、応募は無効となります。
- (5) 次に該当する場合、選考の対象外となります。また、採用決定後に、その事実が判明した場合は、受賞を取り消すものとします。
 - ① 公序良俗に反する場合
 - ② 誹謗中傷を含む場合

- ③ 著作権その他第三者の権利を侵害している場合
- ④ 本募集要領に反している場合
- (6) 応募作品について第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。本市では一切の責任を負いかねます。
- (7) 郵送や電子メール等による作品の紛失については、本市は責任を負いません。
- (8) 応募いただいた際の受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考結果に関するお問い合わせには、一切応じることができません。
- (9) 採用されたロゴマークの著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、諫早市に全て帰属するものとし、応募者は、著作者人格権を行使しないものとします。
- (10) 応募者は、採用されたロゴマークについて、商標登録をしないものとします。
- (11) 応募者の個人情報厳正に管理し、本件募集に関する用途以外には使用しません。ただし、最優秀賞及び優秀賞の受賞者については、受賞決定後、氏名、住所(市町村名まで)を市ホームページ等にて公表します。
- (12) 応募作品について、原案を尊重しながら、修正、加工、デジタル化などの調整をさせていただく場合があります。
- (13) 応募をもって本要領に同意したものとみなします。

1 1 お問い合わせ先

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号

諫早市 総務部総務課

TEL : 0957-22-1500

E-mail : soumu@city.isahaya.nagasaki.jp